

# ◆ 生活福祉資金貸付条件等（抜粋）

出所：厚労省発表資料より作成

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	返済期限	貸付利率	保証人	
福祉資金	福祉費	●生業を営むために必要な経費	460万円	6カ月	20年	保証人あり 無利子 なし 年1.5%	原則必要。 ただし、保証人なしでも貸付可
		●住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
		●負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え1年6カ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
		●災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年		
		●その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年		
	※上記以外にも「技能習得」「福祉用具等の購入」「冠婚葬祭」「住居の移転等」に必要な経費などがあります。		※上記は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内（上限額580万円以内、据置期間6カ月、償還期間20年以内）で貸付可能。				
総合支援資金	生活支援費	●生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 (貸付限度) 12カ月分以内	最終貸付日から6カ月以内	据置期間 経過後20 年以内	保証人あり 無利子 なし 年1.5%	原則必要。 ただし、保証人なしでも貸付可
	一時生活 再建費	●生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活をまかなうことが困難である費用 就職・転職を前提として技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費	60万円以内	貸付の日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6カ月以内			
	住宅入居費	●敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内				
教育支援資金	教育支援費	●低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後6カ月以内	据置期間 経過後20 年以内	無利子	世帯内で 連帯借受 人が必要
	就学支援費	●低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				